議案説明書

消防本部 総務課

提出議会:令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第44号 佐野市消防団条例の改正について

2 概要

佐野市消防団員の遵守事項、報酬及び費用弁償を改める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

適切な消防団活動を行う上で必要となる遵守事項を改め、及び団員が水火災その他の災害、警戒又は訓練の職務に従事したとき支給する費用弁償を出動報酬に改める。

- (1) 遵守事項中、「災害に際しては全力を挙げてこれに当たること」を「災害に際しては全力を挙げてこれに当たる心構えを持つこと」に改めるとともに、次の3号を追加する。
 - (5) 消防長又は消防署長の命のないときは、職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を毀損しないこと。
 - (6) 消防団又は団員の名義をもって寄附の募集又は営利行為をしないこと。
 - (7) 消防団又は団員の名義をもって政治活動又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- (2)「消防団員の報酬等の基準の策定等について(令和3年4月13日消防地第171号)」の通知内容を踏まえ、活動区分と支給単位に応じた出動報酬額を定めるとともに、所要の改正を行う。
- 4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日